

議案第 49 号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市立学校条例（昭和 39 年小田原市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市立下中幼稚園の項中「小田原市小船 174 番地の 1」を「小田原市小船 178 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

橘地域認定こども園の整備に当たり、下中幼稚園を下中小学校内に移転するため提案するものであります。